

電子機器の RoHS 指令中小企業 3 割に影響



欧州連合(EU)各国が電気・電子機器を対象に実施を決めている特定有害物質規制「RoHS指令」は、現時点で約3割の中堅・中小企業に影響を及ぼしていることが、日刊工業新聞社の調査で明らかになりました。「RoHS指令」は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニル(PBB)ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)の6物質を規制するもので、EU各国が2006年7月からの順次施行を予定しています。

今回の調査対象は、製造業を中心とする100社の社長で、このうち「含有量削減・濃度分析に着手」は13社で、これに「対応を検討中」を含めると32社に及びます。これら各社は、電気・電子機器メーカーに限らず、影響がさらに拡大する可能性があります。

この調査は、日刊工業新聞社が毎年3月と9月に実施している「景気定点観測調査」に付随して行われました。これによると、セットメーカーから部品・部材の濃度分析などの要請を受けた中堅・中小企業は電気・電子機器関連に限らず、機械、化学、接着剤、プラスチック部品、ゴム、メッキ、金網など広範囲に及んでいます。セットメーカーからの要請を受けた企業は100社のうち22社にとどまるものの、「対応に着手」「対応を検討」の計32社に「EUの動向を注視」を加えると37社になり、影響度の大きさがうかがえます。地球環境に配慮した新技術や管理プロセスは中堅・中小企業も例外ではないだけに、今後ますます環境コストを視野に入れた経営を迫られそうです。

資料:2004年9月21日付 日刊工業新聞

機器分析箇所 竹下 尚長

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

